

保障措置実施に係る事業者連絡会

① 保障措置関連トピックス

－保障措置に係る最近の動向など－

原子力規制庁保障措置室部門
2026年4月20日

1. 最近の主な動向（前回事業者連絡会以降）
2. 国レベル保障措置アプローチ（SLA）の見直し
3. 補完的なアクセス（CA）における管理アクセス情報の提供の考え方
4. 国際規制物資の使用等に関する規則の改正（国規則改正）を踏まえた対応
5. 最後に

- IAEAが実施した2024年の我が国における保障措置活動に関する報告においても、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を取得
- 前回の事業者連絡会以降、LOFに対する単独保障措置検査を14回実施
- 国内の各原子力施設等に適用される国レベル保障措置アプローチについては、IAEAとの協議が今後本格化する予定
- サイト内の使用済燃料乾式貯蔵施設で受入検認を実施
- 令和7年10月以降、「国内保障措置制度のあり方検討会」を開催し、国内保障措置制度の継続的改善等に係る議論を実施(議題⑤で詳細を紹介)
- 国際規制物資の使用等に関する規則の全部改正に関連して、経過措置の期間が本年9月30日に終了(議題⑥で関連説明)

- 2016年9月に日本に適用するSLAがIAEAにおいて承認。2017年1月より順次適用し、2023年4月のJAEA核サ研への適用により、全ての施設タイプへの適用が完了。
- 2022年までに25か国のSLAの見直しを実施。2023年は日本のSLAの見直しに係る検討を開始。
 - ✓ 2023年：ステートレベル ワーキンググループ会合及びプレナリー会合で協議
 - ✓ 2024年：プレナリー会合で協議
 - ✓ 2025年：保障措置合同委員会及びプレナリー会合で協議
 - ✓ 2026年：内容協議に関する会合(4月23日)予定
- 2025年3月の保障措置合同委員会では、IAEAより、現行のSLAに比べて「Minor difference」を想定しており、今後協議等を行う計画との情報提供。
- 2025年11月のプレナリー会合では、より具体的な見直し内容について情報提供。

見直しに係る基本的考え方（検討中）

➤ 施設／LOFの不正使用の検知

- ✓ 不正使用を検知するための保障措置活動は、最も機微な施設、すなわち濃縮施設、原子炉、再処理施設／ホットセルを有する施設に重点。
- ✓ 各活動の実施頻度は、各部局の基準によって規定し、濃縮能力、熱出力、ホットセル容量などの施設設計特性に関連付け。
- ✓ これらの施設に対する性能目標は、DIV、RII、OSP-OS、ELFUA、RDT（リモートデータ転送）システムを組み合わせることで達成可能。
- ✓ 燃料加工施設では、施設の不正使用を検知する活動として、主に、DIVが、標準化された年1回の頻度で適用。
- ✓ その他すべての施設で、少なくとも4年に1回のDIV実施を要求。

具体的な見直しの内容案（検討中）

➤ ウラン燃料加工施設

- ✓ SNRI の回数の見直し

➤ ウラン濃縮施設

- ✓ LFUA／ELFUA の頻度の見直し
- ✓ LFUA／ELFUA における活動内容の見直し

（NDA測定の数）

具体的な見直しの内容案（検討中）

- 発電炉（軽水炉）
 - ✓ RIIの回数の見直し
 - ✓ 不正使用(Misuse)を検知する活動に関する見直し
(DIVの回数及び／又は不正使用が無いことを確認する活動の回数)

- 再処理施設
 - ✓ IIVに係る活動内容の見直し（DAサンプリングの追加）

- MOX燃料加工施設
 - ✓ 見直しは、無しの見込み

具体的な見直しの内容案（検討中）

➤ 研究炉

- ✓ 活動内容の見直し（例えば：活動頻度、サンプルサイズ）
- ✓ リモートデータ転送システムを有する施設でのRIIの回数の見直し

➤ R & D 施設

- ✓ DIVの回数の見直し（例えば：Closed down 状況の施設で）
- ✓ 未照射直接利用核物質を有する施設でのRIIの回数の見直し

補完的なアクセスにおける管理アクセス情報の提供に係るタイミングについて、改めてIAEA側と協議を実施(2026年2月:IAEA本部)。

➤ 上記協議前

- ✓ 24 時間前通告のCAでは、同通告受領後、CA当日に、2 時間前建物通告を受領するまでに、補助取極の様式を用いてIAEAに情報提供が必要。

➤ 上記協議後（最終的にはIAEAと会合議事録を合意する予定）

- ✓ 24 時間前通告のCA当日に、建物通告を受領した後でも情報提供可能。また、2 時間前通告のCA においても、通告受領後に情報提供可能。
- ✓ ただし、
 - 管理アクセスの状況が発生した場合、可能な限り速やかに情報提供。
 - アクセス拒否は受け付けない。例えば、事業者が事故等に対応している最中においても、事業者と同様の装備を着用したうえで建屋等に立ち入ることを要求。もちろん、安全は最優先。

※詳細については、議題③で説明

4. 国規則改正を踏まえた対応

➤ 提出書類・様式の経過措置

⇒ 経過措置の期限が、9月30日。10月1日からは新様式での報告が必要。

➤ 提出書類・様式に関する注意事項

⇒ LOF事業者からの受払計画の提出が不要。提出部数は全て1部。

➤ 新国規則の様式の運用について

⇒ 保障措置検査等で収去された試料に係る受払計画の提出が不要。

※詳細については、議題⑥で説明

- 日頃の保障措置活動への協力に感謝するとともに、IAEAによる拡大結論の維持に向け、引き続き理解と協力をお願いする。
- SLAの見直しに関連して、査察実施手順書の改訂に係る協議が行われる場合には、協力をお願いすることになる。
- カメラの視野障害、保障措置活動で利用する設備の故障、計画外作業の必要性等が生じた際には、IAEAとの確実な情報共有をお願いする。(特に、想定される視野障害、計画外作業は事前共有が必要)
- 改正後の国規則に係る経過措置の期限が近づいている状況において、必要な手続き、作業への対応をお願いする。

※今後とも国際規制物資の適切な計量管理、IAEAが行う保障措置活動に、御協力をお願いします。